

【事案 22-56】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

当時妻だった募集人から強要されて変額年金保険等計 6 契約を契約したが、募集人には変額保険販売資格がなく説明もほとんどなかったので、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月に変額保険を、平成 19 年 1 月、7 月、8 月、11 月に変額個人年金保険を、当時妻だった募集人から、ノルマを優先した募集により強要され加入したが、以下のとおり、不適切な募集行為があったので、契約を無効として、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 募集人に商品説明を再三求めたが、「契約が取れないと死ぬしかない」等の発言が毎回見られ、「数年経ったら解約すればいい」と、最後まで説明がないまま手続きが進められた。
- (2) 募集人に変額保険販売資格がなく、無資格の状態での契約が行われた。保険会社の報告書によると、主募集人として、契約に同行した販売資格者の名前が記載されているが、実際の同行は一度もなかった。
- (3) 同報告書において、契約者の年収が記載されているが、実際には半分以下の年収であり、まったくの虚偽記載となっている。
- (4) 募集人の元同僚が、募集人の不適切募集が窺われる証言をしている。

<保険会社の主張>

本件は、契約者一族の家族問題を発端としたものであり、下記のとおり、募集人に不適切な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 平成 21 年 3 月、募集人に対して事実確認を行った結果、「商品説明、約款交付も行っており、無説明で契約を行う必要もなく、どうしてそう言われるのか分からない」等の報告を得ている。
- (2) 募集人は変額保険販売資格者登録を平成 18 年 8 月に行っているため、変額個人年金保険については無資格募集の事実は認められない。平成 18 年 7 月の変額保険については、募集人が変額保険販売資格者登録以前の募集であるが、有資格者である主募集者との共同募集により正しく募集されたものである。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は判然としないが、裁定審査会では、申立人は、錯誤による無効（民法 95 条）もしくは強迫による取消し（民法 96 条 1 項）、消費者契約法 4 条に基づく取消しを主張するものと解し、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理した。

審理の結果、下記理由により、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に到達し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、その理由を明らかにして裁定

手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件については、募集人に対する事情聴取と、変額保険の主募集者に対する事情聴取は不可欠であり、申立人が主張する「証言者」（募集人の元同僚）なる人物からの事情聴取も必要となると予想される。
- (2) 本件のように、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、まず慎重な事実認定が要請され、それは、宣誓のうえ、当事者については過料の制裁（民訴法 209 条）、証人（募集人と「証言者」はこれに当たる）については刑事罰（刑法 169 条の偽証罪）の制裁を背景とした裁判所の手続き（訴訟）においてこそ実現が可能である。
- (3) また、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、事情聴取の際に、相手方当事者の反対尋問権が保障されるべきである。相手方当事者の反対尋問を経てこそ、当事者及び証人の供述の信用性を確認することができるが、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会にはそのような手続きはない。